

文化財保護の一断層

石 橋 次 雄

昭和25年に「文化財保護法」が制定され、文化財の保護問題が大きくとりあげられるようになりました。昭和25年と言うと、ちょうど朝鮮戦争が始まった年で、経済界は、いわゆる特需景気にわき、「国土総合開発法」が制定され、戦争の復興が急速に進み、各種の開発事業が活発に展開されるようになりました。それにともなって、文化財特に埋蔵文化財の破壊される度合いは急速に増加を見るようになりました。それが「文化財保護法」の制定となったものであります。更に昭和40年代になりますと、経済の高度成長とともに、開発関係事業も増え、埋蔵文化財等の破壊速度は一段と高まり、いわゆる「開発」か「保護」かの二者択一の選択をせまられることになり、昭和50年の「文化財保護法の改正」をみるとようになりました。その結果、現状保存であるべき保護が、開発優先により文化財破壊を正当化するような「記録保存」などという、発掘調査がさかんに行われるようになりました。しかも、地域開発は、時に地域住民の死活問題とのからみもあって、文化財の保護は一層のむづかしさを加えるようになりました。

文化財は、われわれ人類の共通の財産であり、これら先人の文化遺産である「埋蔵文化財」は私達の手で、後世に引き継いでいかなければなりません。しかし、とりわけ「埋蔵文化財」は、その所在の知られていないものが多く、知らないままに破壊されたものの数は大変な量にのぼるものと考えられます。そのために、まずそれら「埋蔵文化財」の所在を明らかにしなければなりません。

先年私達が幕別町で調査したところ、今まで知ら

れていた埋蔵文化財の所在は、わずか10ヶ所でしかなかったものが、調査した地域が同町のわずか四分の一程度でしかなかったのに、実に60余ヶ所を新たに加えることができました。又昨年は豊頃町でも分布調査を実施し、北海道教育委員会発行の「埋蔵文化財包蔵地一覧表」にはわずか13ヶ所しか記載されていなかったものが、私達の調査で、30余ヶ所に増やすことができました。十勝全域には、現在知られている埋蔵文化財の所在地の数は別表のようになっておりますが、更に綿密な分布調査を実施すれば、更に多くの所在を明らかにできるでしょう。そして、埋蔵文化財の保護は、先づその所在を明らかにすることから始めなければなりません。

北海道における文化財の保護の担当機関は、北海道教育委員会であり、そして、文化財保護の先兵の役割を担っているものが、「北海道文化財調査員」であります。しかし、北海道の地域の広大さという事情もあって、充分な保護の対策は立てられないといふのが実態であります。しかも一昨年昭和50年度までの十勝地方の「文化財調査員」は、帯広市立帯広第5中学校の明石博志氏一人であり、とても充分な調査はのぞめませんでした。ようやく昨51年度から一名増員になり、私もその一員に加えられるようになったのですが、そこで知った北海道教育委員会の文化財保護の体制というか、その姿勢には、ただ驚ろかされるばかりでした。十勝地方には、帯広市を始めとして、20市町村があるわけですが、これを2人で分担するとなると、1人で10ヶ町村を担当することにな

目 次

文化財保護の一断層	石 橋 次 雄	2
浦幌町における蝶類の出現期——特にシロチョウ科について	用 子 紳 一	4
帶富で採集したヒメキマグラヒカゲ	円 子 紳 一	6
地域における考古学研究への提言	杉 浦 重 信	6
鹿追町No.27（北鹿追野尻）遺跡出土の両頭石槍	佐 藤 訓 敏	8
享保七丁丑年銘のある鰐口	後 藤 秀 彦	9

十勝支庁管内市町村別埋蔵文化財包蔵地数

市町村名	包蔵地数	市町村名	包蔵地数	市町村名	包蔵地数	市町村名	包蔵地数
帶広市	20	新得町	8	忠類村	2	本別町	26
音更町	24	清水町	8	大樹町	11	足寄町	7
士幌町	5	芽室町	35	広尾町	6	陸別町	26
上士幌町	8	中札内村	1	幕別町	75	浦幌町	48
鹿追町	3	更別村	5	池田町	34	豊頃町	13
						合計	365

注：その後の私達の調査で、鹿追町では32ヶ所の所在が確認されており、豊頃町では30ヶ所余の所在が確認されている。

るわけで、話し合いの結果、私は、十勝の東部と北部、即ち、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町、本別町、足寄町、陸別町、音更町、士幌町、上士幌町の10ヶ町を巡視することになりました。これも一応の分担区ということで、特別な要請があれば、上記以外の町村にも調査に出かけることになるわけです。そこで、十勝教育局の担当者から言われた事は、調査のための諸経費は、一切無く、旅費のみが1人当り9日分程度でありその範囲内で、巡視を実施してほしいというのです。一体この広大な地域を9日間でどう巡視するのでしょうか。幕別町の分布調査をした時には人員を3手に分けて歩き廻り、一週間で同町の四分の一の地域しか廻れませんでしたし、豊頃町では2班に分かれて全町を廻るのにやはり一週間かかりました。遺跡の数が多くなれば、更に多くの日数がかかりますし、1人で廻るとなればなおさらです。結局、一町の巡査地点を数ヶ所に限定し、1日1町を廻って10日、これで51年度の巡査を終らせたわけですが、とても文化財保護を目的とした巡査にはなりえませんでした。更に驚いたことに、音更町、士幌町、上士幌町の巡査を終って車で走り廻ったその走行距離は約600km、それに教育局から支払われた旅費は、帯広からそれぞれの町役場所在地までの往復旅費3,150円、とてもガソリン代にもならない額でした。所要経費の保障もさることながら、そのような予算しか計上しない北海道教育委員会の文化財保護行政のあり方に問題があると思うのです。

北海道における文化財保護の担当機関は北海道教育委員会ということになっております。各種工

事等によって埋蔵文化財の破壊がさけられない場合、その工事による破壊の原因者が個人とか、農業団体等で、発掘調査に要する費用が負担金でない場合は、文化財保護の担当機関が費用を負担して発掘調査することになっております。昨年更別村では、農地改良にともない、旧石器時代という貴重な遺跡が破壊されるということで発掘調査が行われました。ところが北海道教育委員会は、通り一片の通達で、文化財保護行政については全く知らない、更別村の教育委員会に対する指導をしなかったために、発掘調査に必要な諸手続が道の予算編成期に間に合わず、結局、更別村の単独事業として発掘調査が行なわれました。そのことはただでさえ逼迫した村の財政を圧迫するようなことになっただけにとどまらず、埋蔵文化財の存在は、市町村財政をおびやかし、市町村理事者の命取りにもなりかねないから、市町村の予算とかかわる事業等では、埋蔵文化財の所在には触れずに、知らなかつたことにして工事を強行した方が得策であるとか、私達の調査は極力遠慮してもらうと云つたような風潮になり、私達「文化財調査員」の調査に支障となるばかりでなく、学問的調査研究活動にも大きな支障となってしまいました。このことについては私達のその後の努力によって、一部の町村では文化財保護に対する協力的な体制をつくることができるようになり、昨年末には、池田高校の山崎先生の努力もあって、豊頃町の埋蔵文化財の分布調査を実現することができ、大きな成果を上げることができました。しかしながら、市町村によっては、文化財保護について、その行政のあり方について充分な理解がなされてい

ないままに、貴重な文化遺産が放置され、破壊の危険にさらされていると云っても過言ではありません。それには、なんといっても、文化財保護の担当機関である北海道教育委員会の文化財保護行政の確立を図らなければならない事であり、でき

れば、各地方教育局に数人の専門の文化財調査員を配置して、調査活動の専念させるような体制を作ることが望ましいと考えます。他に正業をもつ者の片手間では本当の保護調査はできないのです。

(帯広柏葉高校教諭)

浦幌町における蝶類の出現期

——特にシロチョウ科について—— 円子紳一

本館報第7号で浦幌町における蝶類の出現期について、数回に分けて記すことにしたが、今回はシロチョウ科 (*Pieridae*) について考えてみたい。(円子、1976)

北海道で発見されているシロチョウ科は全部で10種類であるが、そのうち函館付近で1959年と1961年に採取された数頭のキチョウは、偶産蝶と考えられているし(白水、1971)、チョウセンシロチョウは1958年(留萌)(白水、1971)と1975年(留萌)(北海道新聞、1975)の2度採取されただけの迷蝶であり、現実に土着しているものは8種類である。

浦幌町においては、別図1のとおり8種類全部が確認されている。ただ、ヒメシロチョウとエゾヒメシロチョウ、スジグロシロチョウとエゾスジグロシロチョウは卵から成虫にいたる全ステージが極めて類似しているので、その分類は難しくヒメシロチョウ、スジグロシロチョウは個体数が少ないようなので、更に綿密な調査を必要とすると思われる。

別図1 シロチョウ科の出現期

種類	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	越冬態
ヒメシロチョウ			—	—						蛹
エゾヒメシロチョウ		—	—	—	—	—				蛹
ツマキチョウ			—	—						蛹
モンキチョウ			—	—	—	—	—	—	—	幼虫
モンシロチョウ		—	—	—	—	—	—	—	—	蛹
スジグロシロチョウ			—	—	—	—				蛹
エゾスジグロシロチョウ		—	—	—	—	—				蛹
エゾシロチョウ			—	—	—	—				三齡幼虫

注1 円子(1976b)と多少異なるのは、円子(1976a)の記録を含めたためである。

2 点線部分は、松本(1975)による